

総務文教常任委員会記録

令和元年 1 2 月 5 日

【開催日】 令和元年12月5日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後0時5分

【出席委員】

委員長	河野 朋子	副委員長	伊場 勇
委員	奥 良 秀	委員	笹木 慶之
委員	中岡 英二	委員	長谷川 知司
委員	山田 伸幸		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野 泰		
----	------	--	--

【執行部出席者】

副市長	古川 博三	総務部長	芳司 修重
総務部次長兼人事課長	辻村 征宏	人事課主幹	光井 誠司
建築住宅課長	辻永 民憲	建築住宅課主査	石田 佳之
建築住宅課建築係長	山本 雅之	建築住宅課建築係技師	藤重 智典
教育長	長谷川 裕	教育部長	尾山 邦彦
教育次長兼教育総務課長	吉岡 忠司	社会教育課長	河上 雄治
社会教育課課長補佐	池田 哲也	社会教育課青少年係主任主事	増本 順之
社会教育課公民館係長	柿並 健吾		

【事務局出席者】

事務局次長	石田 隆	議事係長	中村 潤之介
-------	------	------	--------

【審査内容】

- 1 議案第94号 山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第104号 埴生地区複合施設整備事業（建築主体工事）請負契約の一部変更について

3 請願第3号 小学校・保育園が無くなる津布田地域のまちづくりの方針を
策定要望する請願書

午前10時 開会

河野朋子委員長 おはようございます。ただいまから、総務文教常任委員会を開会いたします。それでは審査内容の1番、議案第94号山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例の制定について、執行部の説明をお願いいたします。

辻村総務部次長兼人事課長 議案第94号山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例の制定について、御説明させていただきます。今回の改正は、昨日の議会でも御説明申し上げましたように、地域振興部を廃止し、主にシティセールス課に関する業務を企画部に、文化振興課及びスポーツ振興課の業務を市民部に移管しようとするものです。平成30年度に地域振興部を設置後、全庁的な構成によるシティセールス推進本部での協議等経て、同部門における今後の方向性を集中的に協議・検討しながら、推進指針をまとめたほか、イメージカラーやロゴ等のビジュアルアイデンティティによるブランド化、観光振興プランの策定、スマイルプランナー制度の創設など、一定の成果を終えたと判断しております。今後は、これをいかに従来の取組と融合させつつ、成果を出していくかが問われる段階にあることから、シティセールスの全庁的な総括並びに進捗管理については、計画行政の要である企画政策課との更なる連携を図ることとし、文化・スポーツ振興については、市民活動支援を所管する市民部内に移管した上で、従来の施設管理に加え、文化振興ビジョンやスポーツによるまちづくり推進計画に基づき、各事業を展開していくとともに政策企画面の強化を図ることとしております。以上です。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、委員からの質疑を受けます。

山田伸幸委員 地域振興部がたった2年。いろいろ使命を果たしてきたというふうな説明をされたんですけど、なぜ、そもそも地域振興部が作られたのか。それがまた、解体されて二つの部に分けられるのか。その理由がいま一つ明確でないんですが、もう少し説明していただけませんか。

芳司総務部長 その件につきましては、昨日の本会議の中でも少し触れましたけれど、基本的に、まず、本市においての情報発信力の不足というのが長年の懸案事項でした。特にシティセールスという考え方をしっかり職員の中にも定着させていく、この辺りを中心に考えておりましたので、地域振興部ありきというよりも、まずそのシティセールスありき、これに絡む、関係するものとして文化・スポーツ、当然、観光であるとか広報も入りますので、そういった部分を一つにまず集約しようということが2年前の再編の考え方です。その上で、この2年間の取組の中ではっきりしてきましたのが、一定の成果は私たちもしっかり評価をしているところなんですけど、さらにこの地域振興部の中でこれまで2年間取り組んでいただいた内容というのが、今後、企画部であるとか市民部のほうで更に展開をさせていくほうが更に効率的ではないか効果的ではないかという判断の中で、2年間ということですが改めて組織の見直しをさせていただいたということです。

山田伸幸委員 効果的というのであれば、単独でやったほうがほかのことに捉われずに専念して行われるように思うんですけど、違うんですかね。

芳司総務部長 いろんな御意見はあろうかというふうに思っておりますけれど、今回、特にシティセールス課については、企画部の中に入れ込もうというふうに考えております。これは、特に地方創生であるとか定住促進、交流人口の増といったことも含めてなんですけど、計画行政の要である企画政策課と更に連携を一つの部の中でしたほうがよりいいんじゃないかという判断。それと、文化・スポーツにつきましては、文化もスポーツ

もいろんな捉え方があるんですけど、いわゆる市民文化、市民スポーツの振興ということで申しますと、それは従来、市民部の市民生活課がやってきております市民活動、これとより密接な関係を出したほうがより効果的ではないかといった判断があったということです。

山田伸幸委員 市民部がやってきた市民に関する様々な事業と市民スポーツということでやられてきたものっていうのは、どういうふうになればそれがリンクしていくんかなっていうのが、よく見えないんですよ。今まで、そういったいろんなイベントとかいうのは教育委員会の中でずっとやられてきて、それが、地域振興部に行って、今度市民部に行く。市民体育ということであるなら教育委員会のほうがより詳しくできるんじゃないかなという意識も持ったりするんです。いろんなスポーツ大会とかも教育委員会の下でやられておりますし、それとリンクさせたほうがより効果的だと思うんですけど、そういったことは考えられなかったということなんでしょうか。

芳司総務部長 正解ということは恐らくこういったことについてはないんだろうというふうに思いますが、私どもとすれば総合的に考える中でこういうふうな選択を今しているということです。特に、市民活動ということで申しますと、今年の3月から導入されておりますスマイルプランナーの制度というのがあります。これは、多くの市民の方に主体的にいろんな活動に取り組んでいただくというふうな部分があります。市民文化にしても市民スポーツにしても、いずれも言えることなんですけれど、文化・スポーツの捉え方として、三つの捉え方があるというふうに私どもは認識しております。一つは、まず「する」。自分自身が主体者としてする、文化・スポーツをするということ。それから二つ目が「見る」、いわゆる観客的な部分です。それと三つ目として、そういった文化とかスポーツの活動を「支える」という部分があるろうというふうに思っております。このスマイルプランナー制度っていうのは、どこにも入ると思うんですが、主に支えるという部分に大きく関係してくるんじゃないか

というふうに考えておりますので、今回シティセールス課の中で導入されましたスマイルプランナー制度、この辺りは今後いろんなその市民活動にも関連してくるといふふうに思いますし、あわせて文化活動であるとかスポーツ活動、これにも大きく関連してくるといふ辺りの判断であったということです。

山田伸幸委員 では、スマイルプランナーは、今後どの部署が扱うんですか。

芳司総務部長 現在の市民生活課が担当するようになるというふうに思っております。

山田伸幸委員 ではお聞きしますが、スマイルプランナーは現在どの程度の登録があるんでしょうか。

芳司総務部長 今の段階で登録があるのが、個人が140人、団体が49組というふうに聞いております。

山田伸幸委員 ずっと取り組んできた割に、特に個人が140人というのは極めて少ないように思うんですけれど、これに対する評価はどのように考えておられますか。

芳司総務部長 シティセールス課の取組ですので、私どもが評価するのが適切かどうかは別といたしましても、一つの考え方として、スマイルプランナーというのが、市民生活、行政、まちづくり、これに全てに関わる、主体的に関わっていただく方々というふうなことを考えますと、今、人口が6万3,000人ですので、6万3,000人全てがスマイルプランナーになっていただくというのが理想かもしれません。ただ、今の段階で140人が多いか少ないかということで申しますと、さらに、この140の方がスマイルプランナーとして積極的にいろんな取組に対して関与していただくということを考えれば、むしろ一遍に1,000人、

10,000人というふうに、ただ数だけを追求するというよりも、一定の数が集まった段階でその方々との連携を更に密にしていくというやり方もあろうかというふうに思っております。その辺りはシティセールス課のほうで適切に対応されているというふうに考えております。

山田伸幸委員 特に私、地域で活動していて言われるのが、特に福祉のほうからいろいろなことで登録といいますか、自治会とか百歳体操とかいろいろやって、そして今度は地域の見守りとか様々な形で求められて、スマイルプランナーというのがもともと地域で頑張っておられる方、一生懸命地域を支えよう、盛り立てていこうという人たちと、このスマイルプランナーとの関係は更にその人たちがスマイルプランナーとして登録していただくということになるんですか。

河野朋子委員長 ちょっと、組織条例に関してやっていますので、その辺のことはまた個別の案件になりますので。（発言する者あり）では、次の質問に移ってもらいましょう。はい、ほかの方で何か質疑があれば。

伊場勇副委員長 この組織が変わることで、職員の方の業務量だったりとか役割などかいろいろこう重複したり、それがまた混乱したりとかということあるかなというふうに思いますが、それを最小限にするために4月までどういったことに今から取り組んでいくのかなというふうに思っています。いかがでしょうか。

芳司総務部長 今回の組織条例の中で部が持つ事務分掌、この整理をさせていただいております。これが、認めていただいた上ということになりますけれど、さらに、詳細については、今後、組織規則の中でしっかり固めていこうというふうに思っておりますし、その中では私どもが想定しているものだけではなくて、10月に人事ヒアリングをしておりますのである程度の情報というものはあるんですけど、更に細かく業務の内容、その継続であるとか引き継ぎ、さらにはその人員配置、これについては

今後年明け1月、2月に掛けてしっかり詰めていきたいというふうに考えております。少なくとも混乱のないようには必ずしていきたいというふうに考えております。

河野朋子委員長 ほかにありますか。

笹木慶之委員 二、三お尋ねしますが、私は、原点として、こういうことを考えるとき自分だったらどうするかということから考えているんですよ。その中で、本市が置かれておる、総合計画でもそうなんです、まち・ひと・しごと、これは国を挙げての問題があります。人口減少に歯止めを掛けて、まちを活性化することなんです、国は第一次の構想っていうか時期が過ぎて、第二次に入ろうとしておるわけですが、うちの場合には総合計画を見てみると、まち・ひと・しごとそのものが中に織り込まれているという状況なんです。それは大変いいことなんです、問題はそれを受けての組織を動かすということに相変らないだろうと思うんです。ただ、その中で、やはり原点として簡素で効率的な組織を作っていくということは、これは絶対誰もが考えていく。そうしないともたないということですね。それだけで見てみるとこの組織改革ってというのはそんなに荒っぽいもんじゃないなという気がするんですが、今までの一般質問の中で僕が聞いた中で、例えば、スマイルシティ、スマイルエイジング、この取組は企画じゃないかと言ったんだけど、市民部で健康づくりだけで捉えている、例えばね。違いますかね。そこに、インターネットを開いてみるとそこが出てくるんですよ。そういうことを押しなべて考えてみるに、今全体のまち・ひと・しごと、あるいは今、シティセールスの関係もその中に入ってくると思うんですが、いわゆるP D C Aで事業を評価したときに、今どの時点にあるのか。P D C A、どの時点にあるのか。だから、その辺りを見ながら、やはり事業の進め方をどうするかという組織を作っていくか、僕はやっぱり効率的じゃないなというふうに実は思うんですけど、まずその点についてどうお考えかお尋ねします。

芳司総務部長 シティセールスという部門について申しますと、もともとの考え方が山陽小野田市という「まち」が持っている魅力を、できるだけ「見える化」を進めていこう、イメージアップを進めていこう、認知度を高めていこうということで、そのために必要な手法として情報発信力の向上を図るというのが中心であったというふうに思っております。これについては、推進指針をまとめていただき、いろんな取組の中で、P D C Aで申しますとPとDぐらいまでは行ったのかなというふうに思っておりますが、今後更にそれをよりよいものにしていくという意味では、今回の再編というのはP D C AのC、その段階に来つつあるのかなというふうな感じで考えております。

笹木慶之委員 ということは、ここでギアを切り替えるということですね。いわゆる全庁的な取組へ持っていこうというその意図も分かるんですが、ところが振り返ってみると、私がなぜそれを言ったかという、やっぱりまち・ひと・しごとの中から出てきた問題なんですよ。これは一つの項目なんですね。そこで、あなた方もよく使われますが、シビックプライド、地域力、そういったものを掘り起こしてどうだこうだ、地域の特性をと。当然、今進めようとしておるPが終わったならば、Dに入っていたならば、それも掘り起こしができていると思うんだけど、それはどうなんですかね。これあんまり詳しくやると、僕の一般質問の中に入っていくからやりませんが、その部分が、やっぱり組織との関係、いらうという動機につながってくるものだと思っているんです。だから、ある程度できていると思うんだけど、できていないものはまたこれから拾っていくという立場で、やっぱり、自転しながら公転していくというものの作用をしていくんだと思うんですけど、その考え方だけ教えてください。

芳司総務部長 ちょっと難しい話になろうかと思えますし、いわゆるシビックプライドっていうのは一つの捉え方であろうというふうに思っております。

す。本市におきましても、これまで地域、まちに対する愛着であるとか誇り、そういったものっていうのは時に応じまして訴えてきたところなんです。この辺りについては、お一人お一人の市民の方の心情的なものというか、捉え方の部分だろうというふうに思っております。今回、改めてシビックプライドという言葉の一つのキーワードとして提示させていただいたということは、改めてもう一度市民の皆さんにそういう、自分だけではなくて、自分が住んでいるまちに対する思いというものをもう一度考えていただこうという一つのきっかけになったのかなというふうに思っておりますし、これは恐らくずっと続けていく言葉だろうというふうに思っております。シビックプライドの醸成というのが、では今何パーセント進んだのかということについては、なかなか数字としては極めて示しにくいものだろうというふうに思っているんですけど、これまで、本市がこの1年、2年の中で取り組んでくる中で、そういう方々が確実に増えてきているんじゃないかということでは、前向きな捉え方をしているということです。

笹木慶之委員 これを最後にしますが、我々、本市ぐらいのまちで考えるときには、組織も大事なんです。むしろ組織より人のほうが非常に大きなウェイトを持つということもあるんですよ。問題は、このような組織を言われたときの後の人の配置の問題、これが非常に大きなウェイトになってくるだろうと思います。だから、組織は簡素にして、そして効率的なということも捉えながらも、やはり今までのものを上回るような人員配置をしないと組織が動かないというふうに思いますが、その辺の考え方はしっかり持っておられますね。

芳司総務部長 当然、組織を第一というよりも、むしろ人ありきだろうというふうに私は思っております。一人一人の職員がしっかりそういった高い意識を持って取り組んでいくということが非常に重要というふうに思っておりますし、個人の資質向上と併せて、やはりその組織が掲げた業務の達成、これは非常に重要というふうに思っております。そういったこ

とを考えれば、できるだけ多くの職員の方に活躍ができるようなステージを提供するというのも人事異動の一つの考え方なのかなというふうに思っておりますので、適材適所、こういう考え方の下でしっかり、また異動に向けて調整していきたいというふうに考えております。

笹木慶之委員 大体分かりましたが、あとは一般質問との関係がありますからこれでやめますけれど、どっちにしても、やっぱり企業は人なり、人は組織なり、両者が非常に大事なことから、やはり、今日は副市長も出てこられて、非常に真剣に考えられた結果だろうというふうには思います。ということで、そこで私は置いておきます。

河野朋子委員長 意見ということでいいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに。

山田伸幸委員 観光は、かつて商工観光ということで商業と観光を結び付けて捉えられてきたんですが、これが企画になったということは、今後の商業との関連、商売をやっておられる方が観光にも寄与していただくという点では、ちょっと結び付きが弱くなるのではないかなというふうな気がするんですけど、いかがでしょうか。

芳司総務部長 もともと観光行政というのは、最終的な目的、目標とするものについてはいわゆる経済の活性化ということであろうというふうに思っております。あわせて、多くの方にこのまちを認知していただくということも当然入るんですけど、やはり経済の活性化ということを考えれば、経済部のほうが配置とすれば望ましいのかなというふうにも考えているんですが、現段階で、本市の観光行政については、昨年度、観光プロモーション調査業務を委託で出しましてその報告を受けた上で、今年度、今後の観光推進プランだったと思いますが、それを現在策定している状況にあります。これについては、当然そのシティセールスとの一体的な取組のほうが現段階では望ましいという判断でありますので、今回

シティセールスの中に観光係はそのまま残した上で、企画部のほうに移そうというふうに考えております。

長谷川知司委員 地域振興部という部が一つなくなるわけですね。これによって、企画部と市民部の部長の仕事が相当増えるわけですね。そうした中、働き方改革から見ればちょっと逆行している感じがするんですね。そうした中、山陽小野田市では次長という専任制度を付けていらっしゃるじゃないですか。このたび、もし、次長というのを増やすにしても、課長兼務がまた増えるわけですね、次長といっても。そうしたときに、課長は大変仕事が増える、部長も増える、それから課に主幹とか技監とかっていう方をまた据えられるとは思いますが、そういうような働き方改革に沿った感じで仕事量の公平さを図るためにどういう配慮をされているか、お聞きしたいんですが。

芳司総務部長 働き方改革ということもあります。これも非常に重要な観点というふうに思っておりますが、あわせて、やはり、全体バランスの中で業務が極端に1か所に偏ることのないように、これについては非常に注意をしながら組織は考えているものです。その上で、現段階で人員の関係もあるんですけど、単独の次長ということについては考えておりません。やはり、兼務ということになるかというふうに思うんですが、少なくとも職員の中でやはり部長級あるいは次長級に昇格される職員というのは、全体の統率力、リーダーシップの能力、これが極めて高いというふうに私どもは認識しておりますので、必ずや成果を出していただけるものというふうに思っております。

長谷川知司委員 部長、次長、課長については管理職になりますので、時間外があつてないようなもんですから、過労死、そういうことのないような配慮をよくされないと、今後この1人減るわけですから部長が、そのしわ寄せがどっかに行っていると思っておりますので、今言われた形で皆さん頑張られますけど、頑張り過ぎないようにされないといけないと思えます

ので、そういう配慮を私は希望します。

芳司総務部長 ありがとうございます。これは全職員にいえることなんですけれど、極端にある特定の職員だけ業務が非常に過多になるとか負担が大きくなるということについては、十分人事としても配慮しながら、所属長の意見も聞きながら進めていきたいというふうに考えております。

山田伸幸委員 新しく市民部に入る「文化に関すること」なんですけれど、これは実際、公民館を中心に活動されている方が多いと思うんですね。やはり教育委員会と密接にリンクした形になるのではないかなというふうに思うんですが、あえて市民部に置かれた理由というのはどういうことなんでしょうか。

芳司総務部長 もともと教育委員会から市長部局のほうに文化・スポーツが移管されたというのは、いわゆる教育面だけではなくして、市のまちづくりにこういった取組、文化・スポーツを反映させていこう、いかしていこうということであったというふうに思っております。そういう意味では、先ほど申しましたけれど、「する」、「見る」、「支える」という観点、それからまちのにぎわいの創出と、いろんな観点がある中で、教育委員会にないから教育委員会と連動しないということでは決してございませんし、取組の主体としては市長部局、それも市民部のほうがより効果的になるのではないかなというふうな私どもの想定の中での移設です。

河野朋子委員長 はい、ほかに質疑はよろしいですか。質疑がなしということではいいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、討論は。

山田伸幸委員 地域振興部が発足して2年、それが早くも解体されるということは、余りにも検証がされてもない状況の中で唐突にこういうふうに出てきたというふうに見えております。やはり、もっとしっかりと地域振興部が置かれた、与えられた任務が、しっかりと役割が果たしていた

だけのほうが、今言われたいろいろな専門的なことに対して取組がもつとできるのでないかなというふうに思います。ということで、今回の地域振興部を解体して市民部、企画部にその業務を分けていくということは、拙速ではなかったかということで反対とさせていただきます。

河野朋子委員長 ほかに討論は。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）。では、本議案について採決いたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 賛成多数で、本議案は可決すべきものと決しました。お疲れ様です。ここでちょっと、5分ほど休憩し、入替えをいたします。

午前10時29分 休憩

午前10時35分 再開

河野朋子委員長 それでは、委員会を再開いたします。審査内容2番の議案第104号埴生地区複合施設整備事業（建築主体工事）請負契約の一部変更について、を議題といたします。それでは、執行部の説明をお願いいたします。

河上社会教育課長 議案第104号埴生地区複合施設整備事業(建築主体工事)請負契約の一部変更について、御説明いたします。本議案は、埴生地区複合施設整備事業（建築主体工事）請負契約の一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。変更後の契約金額は、4億892万3,000円を2,376万円増額し、4億3,268万3,000円といたします。増額の内訳につきましては、令和元年第3回（9月）定例会の議案第68号令和元年度山陽小野田市一般会計補正

予算(第3回)について御説明申し上げました内容と同様となりますが、9月の際にお配りをいたしました資料の見積書から請求書に差し替えるなど修正を加え、また、このたび現場写真も資料としてお配りしておりますので、改めて資料に基づいて内訳について御説明させていただきます。埴生地区複合施設整備事業(建築主体工事)は、平成30年12月3日に工事中止指示を行うまでに地盤改良等の作業を完了しておりますので、中止期間に維持管理していくための対応は、国土交通省「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン」に沿って協議を進めました。お配りしております資料4を御覧ください。資料4の1ページ、2ページ、こちらの写真が平成30年12月3日に工事中止の指示を行うまで行った工事の現場の写真となります。ガイドラインでは、「工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に、受注者から見積りを求め、発注者と受注者とが協議を行い算定する」とされておりまして、その見積書を求め、それに基づき算出いたしました。本日お配りをしております資料2が受注者から提出された見積書となりまして、その根拠とされる資料が資料3、先ほども触れました現場写真等を資料4としております。資料2の1ページをお開きください。提出された見積書は、現場内リース品40万5,276円、仮囲いリース料48万4,842円、敷き鉄板リース料90万円、工事事務所リース料は、工事事務所250万9,482円、同じくリース料であります監督員事務所備品39万9,149円、その他雑費429万6,370円、作業所管理費1,071万2,437円とし、合計額失礼しました、作業所管理費は1,063万8,122円とし、合計額は1,963万3,241円となりました。それぞれの項目順に内容を御説明いたします。資料2の2ページをお開きください。現場内リース品の40万4,774円の内訳でして、工事現場を維持していくための雨水を排出するためのポンプ、単管バリケード等のリース料となります。根拠資料につきましては、資料3を御覧ください。資料3にはインデックスを付けさせていただいておりますが、この根拠資料といたしましてはインデックス1の1ページから13ページがポンプ等リース料、インデックス2の17ページから

が単管バリケードとなります。なお、この根拠資料で1ページなどに手書きで金額を書いているところがありますが、ここの部分につきましては、中止期間中を日割り計算したもので、合計額は手書き、日割り計算した金額を合わせて計算しております。また、21ページにもありますが、取消線を引いた項目につきましては、工事中止に伴う費用に該当しないものとして合計額から差し引いております。現場の写真といたしましては、資料4を御覧ください。資料4の3ページをお開きください。上からハイプレッシャーポンプ、ノッチタンク、水中ポンプ、単管パイプのリース品の写真です。続きまして、4ページを開きください。こちらのすいません、ページが右上のほうに入っておりましてはちょっと分かりにくくて申し訳ございません。上から発電機、コードリール、単管バリケードのリース品の写真となります。資料2にお戻りいただきまして、4ページをお開きください。資料2の4ページです。こちらが仮囲いリース料48万4,842円の内訳で、仮囲い成形鋼板、パネルゲートのリース料となります。根拠資料につきましては、資料3を御覧いただき、インデックス3の31ページから35ページまでが根拠資料となります。この部分がちょっと順番が悪くて申し訳ございませんが、35ページのものが最終的な合計の請求書となりまして、その前のものがその内容の内訳となります。冒頭にも申し上げましたけれど、当初、見積りというものになっていましたけれど請求書にやり替えたりとか、書類が不足しておったりしたものを今回新たに加えたりしております。仮囲いの現場写真ですが、資料4を御覧ください。資料4の5ページが、仮囲いのリースをしたものの現場写真です。この仮囲いにつきましては、同じく資料4の1ページの一番下の写真にありますように、工事現場を全て囲っておるものとなります。資料2にお戻りください。資料2の5ページが、敷き鉄板リース料の90万円の内訳となります。根拠資料といたしましては、資料3を御覧ください。資料3のインデックス4の39ページから41ページまでが根拠資料となりますが、実際のところは39ページ、40ページは見積書となりますので、41ページの請求書が最終的なものとなります。現場写真につきましては、資料4を御覧

ください。資料4の6ページをお開きください。こちらが、敷き鉄板の現場写真となりまして、この写真は工事現場入り口付近に敷き鉄板を設置した状況となります。資料2にお戻りいただきまして、6ページをお開きください。工事事務所リース料250万9,482円の内訳で、連棟ユニットハウスの事務所備品リース料及び監督員事務所備品リース料39万9,149円の内訳となります。根拠資料につきましては、資料3のインデックス5の45ページから52ページまでとなります。現場写真につきましては、資料4の7ページをお開きください。連棟ユニットハウスの外観と内観の写真です。8ページをお開きください。上二つの写真が事務所備品リース品、下二つが監督員事務所備品リース品の写真となります。資料2にお戻りください。7ページをお開きください。その他雑費の422万6,120円の内訳が7ページから9ページまでとなりますが、まず、7ページの上段部分、工事現場の維持に要する人夫費用165万2,000円の内訳を御覧ください。この部分に対する根拠資料が資料3、インデックス6の55ページから66ページまでとなります。ここの部分の請求書56ページ、64ページ、65ページの取消線を引いております項目につきましては、中止期間に影響のないものとして合計額から差し引いております。現場写真につきましては、資料4の9ページを御覧ください。雨が降った場合、現場に水がたまり施工済みの現場の泥が崩れたり流れたりする状況が発生します。そのため、現場を維持していくためには泥上げや泥出しの作業が必要となりまして、上からは一番目・三番目の写真は、その作業をしている写真となります。資料2にお戻りいただきまして、再度7ページをお開きください。資料2の7ページをお開きください。下段及び8ページの上段までが、工事現場を維持するための養生材の購入費用及び養生材の処分費60万1,230円の内訳となります。根拠資料につきましては、資料3のインデックス7、69ページがこの集約をしたもので、70ページから89ページまでが根拠資料となります。この中で、すいません、コピーがはっきり分からなくて申し訳ないんですけれども、まず72ページの上から一番目の雑袋（土のう袋）、二番目のトラロープ、そして上から十番

目のブルーシート、これをこのたびの対象といたしまして、それ以外は対象外として合計額には含めておりません。また、75ページにつきましては、上から一番目のブルーシートのみを対象として、それ以外は除外しております。続いて77ページの上から二番目のブルーシート、そして一番下の輸入上質土のう袋を対象として、それ以外は除外しております。79ページは上から三番目の養生テープから一番下の養生テープまでを対象といたしまして、それ以外は除外しております。82ページは、上から一番目の養生テープ、三番目のブルーシート、五番目の土のう袋、六番目から八番目までのブルーシートを対象として、それ以外は除外しております。85ページは上から一番目の輸入上質土のう袋、二番目のブルーシート、八番目の土のう袋、九番目、十番目のブルーシートを対象といたしまして、それ以外は除外しております。現場写真につきましては、先ほどと同様のものになりますけれども、資料4の9ページを御覧いただき、このブルーシートあるいはブルーシートを維持していくための土のう袋、養生テープ等となります。資料2にお戻りいただき、再度8ページをお開きください。中段部分が、捨てコンクリートが中止期間の長期化に伴い、硬化したため行った対策費用78万6,940円の内訳となります。根拠資料につきましては、資料3のインデックス8の93ページ、94ページとなります。現場写真につきましては、資料4の10ページをお開きください。上から一番目、二番目、三番目が捨てコンクリート硬化対策の振動ドリル釘穴削孔作業の写真となります。資料2にお戻りいただき、再度、資料2の8ページをお開きください。下段部分が鉄骨錆止め塗装125万5,000円の内訳です。本費用は、施工業者が鉄骨を中止指示前に既に発注しておりまして、中止期間に保管する必要が生じたため、その間にさびを止めることを目的に行った塗装費用となります。根拠資料につきましては、資料3のインデックス9の97ページから99ページまでとなります。現場写真は、資料4の11ページとなります。資料2の9ページをお開きください。こちらは、施工業者が下請業者への約束手形等の収入印紙代1,200円となります。根拠資料につきましては、資料3のインデックス10の103ページか

ら113ページまでとなります。こちらの見る方法といたしましては、例えば103ページが実際の収入印紙の領収書でして、104ページがその収入印紙を使った約束手形の半券の写しとなります。資料2にお戻りください。資料2の10ページから12ページが作業管理費となります。まず、資料2の10ページの上段部分となりますが、監理技術者、主任技術者、事務職員の人件費、電気代、電話代、測量機リース代、鉄筋材料保管費で792万9,122円…失礼しました。監理技術者、主任技術者、事務職員の人件費、電気代、電話代、測量器リース代792万9,122円の内訳です。根拠資料としましては、資料3、インデックス11の117ページをお開きください。こちらが埴生地区複合施設整備事業（建築主体工事）嶋田工業・ヘキムラ興業特定建設工事共同企業体協定書でして、こちらを確認し、人件費についても算出させていただいております。この中におきまして、134ページの下段にあります監理技術者である一級建築施工管理技士の給与が60万円、主任技術者である一級建築士が50万円とされていることを踏まえまして、142ページから159ページまでの請求書を確認しております。電気代の根拠資料につきましては、資料3のインデックス12の163ページから169ページ、電話代につきましては、資料3のインデックス13の173ページから196ページとなります。同じく、測量器リース代につきましては、資料3のインデックス14の199ページとなります。資料2にお戻りいただきまして、10ページをお開きください。10ページの下段から11ページ上段までが、鉄筋材料保管及びクレーンによる移動費79万8,000円の内訳となります。先ほども御説明をいたしました。鉄筋・鉄骨につきましては中止指示前に既に発注しておりました。本来ならば直接現場に納品される予定となっておりましたけれども、工事が中断となりまして、現場に保管場所が確保できなかったため、他の場所で保管するため発生した土地の賃貸料等となります。根拠資料につきましては、資料3のインデックス15の203ページから205ページまでとなります。現場写真につきましては、資料4の12ページの上から一番目、二番目が保管しておりました写真となります。

資料2の11ページの下段が、鉄骨材料の保管費用191万1,000円の内訳となります。根拠資料は、資料3のインデックス16の209ページから212ページまでとなります。現場写真につきましては、資料4の12ページの上から三番目が、鉄骨を保管しておりました写真となります。資料1を御覧ください。今までちょっと説明させていただきました見積金額の合計にアンダーラインをしておりますが、中止期間費用の1,963万3,241円となります。また、それに対する一般管理費として中段部分の一般管理費の行の下段になりますが、196万6,759円を足した2,160万円が中止期間の工事費用となりまして、これに消費税10%を乗じた2,760万円が今回中止期間に伴う費用となります。したがって、埴生地区複合施設整備事業（建築主体工事）請負契約金額4億892万3,000円を中止期間に伴う費用2,376万円増額し、4億3,268万3,000円とし、変更契約を締結するものです。また、御報告として、この中止期間以降の工事については順調に進んでいるということを御報告させていただきます。説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

河野朋子委員長 はい、資料を使って説明をしていただきましたので、ここから質疑を受けたいと思います。質疑はありますか。

山田伸幸委員 人件費が計上されていたんですが、この方々は事務所に常駐されていたんですか。

河上社会教育課長 常駐していただいております。

山田伸幸委員 私、何度か現場に行ってみたんですけど、誰もおられなかったんですけどね。こういう方がおられて何かを指示しておられるというのは見受けられなかったんですけど。

石田建築住宅課主査 常駐される現場が、現場に事務所が2階にありますので、

その中に常駐されておりました。

山田伸幸委員 そういったその管理をされる方がお2人ということですね。

先ほどの説明からすると。お2人もそこで、どういった業務に当たられていたんでしょうか。

石田建築住宅課主査 工事中止期間中は、常駐を解除することができるんですが、再開する日程が未定な状況では、中止期間中のみほかの現場を行うことが難しい状況です。また現場代理人、監理技術者ともに一級建築士であり、基本的には大きな現場を責任持って担当するような技術者であるため、短い期間だけほかの現場に行くことは難しく、このたびの状況では、中止期間中も費用が発生した状況であります。

山田伸幸委員 それと全体の金額でお伺いしたいんですが、入札のときに、予定価格との差とか、いわゆる入札減ということがあったと思うんですけど、そういったものはこれには反映されていないんでしょうか。

石田建築住宅課主査 このたび査定したものが請求書、実際に払った金額になり、落札率を掛けることは適切ではないので、見積りの金額を反映しております。

中岡英二委員 5.7か月工事を中止したとありますが、具体的にいつからいつまで中止されているのかお聞きします。

石田建築住宅課主査 中止期間が、平成30年12月3日から令和元年の5月22日の5.7か月になります。

中岡英二委員 資料3の163ページに電気料金というのが提出されていますけど、この休んでいる間も電気料金は要ったということですか。

藤重建築住宅課技師 一応、中止期間中も現場事務所等の作業がありましたので、電気代が掛かったということになります。

中岡英二委員 中止期間中の作業っていうのはどういう作業ですか。

藤重建築住宅課技師 現場代理人等の書類の作成等、あと見積り、今回出させていただいた請求書、見積書をまとめるとかの作業になります。

山本建築住宅課建築係長 補足になりますが、写真の9ページにありますとおり、このように水がたまりますので、こういった水の処理に水中ポンプを用意してくみ出しております。そういったいろんな作業に対する電気代が掛かりますので、その費用を計上させていただいております。

長谷川知司委員 まず設計の内容からちょっと確認なんですけど、この5.7か月間中止ということですが、中止内容は一切作業するなというような形なんです。とありますが、写真を見ますと、10ページですかね、捨てコンを打った後の掘削ですね。これとか手戻りにならないから、この栈木を打つぐらいは普通するんじゃないかなと思うんですが、どういう指示をされたのかを確認したいと思います。

石田建築住宅課主査 中止したときに、鉄骨の作成作業にもう取り掛かっておりましたので、それを止めることはできませんでした。その中止期間中に鉄骨工場の検査に行って、また作成が終わった後に養生等を実際に行ったかを現地に行って確認しております。

長谷川知司委員 質問の意図が違うんで。写真の10ページです。写真の10ページのところに、これ栈木を打っていますけれど、この打つ工事も中止させたのかどうかですね。普通、現場であれば、これをしておかないといけないと。そうしないと、今言うようにコンクリートが硬くなって、もう打てないよというのは分かるんです。だけど、手戻りにならないん

であれば、普通これぐらいはするのではないかと思いますし、監督員も指示すべきかなと思ったんですが、そこまで中止というふうに言われたのかどうか、そこをちょっと確認したいんです。

山本建築住宅課建築係長 工事期間中に作業等を一切中止する旨の指示はしておりません。この作業が5月28日になりました理由としましては、機械設備工事の契約の議決を受けましてから、準備工事に掛かりました。ですから、それから逆算すると、5月28日ぐらいにこの工事をして、やるという工程になってしまったということです。もし5月よりもっと早くできれば良かったんですが、ちょっと、契約してからそうになりましたので、この日程となっております。

長谷川知司委員 これは建築主体工事がされたわけで、栈木を打つっていうことは、工事中止前にできたのではないかと思ったんです。それが手戻りになるのであればそれはやめにゃいけんですけどね。どうかなと思ったのが一つと、それから鉄骨等の保管場所とかについても、これについて、市のほうの監督員が行ってきちんと指示されてここでやってくださいとか、業者から提案があったときに、それに対してブルーシートをかけるという指示、あるいは、面積を小っちゃくできないかとかっていうそういう指示もきちんとされたのかどうか。これを見ますとあくまでも、業者さんは本当大変だったと思います。無駄な仕事をされたんで。それについてどこまで監督のほうで指示されたかっていうのがちょっと見えにくいんですけど、あくまでもそこは安全対策を考慮してされたという理解でいいですかね。

石田建築住宅課主査 型枠を止める栈木を打つ作業なんですけど、これについては最初からこういう工法でやるように思っていませんでした。本来は型枠を直接コンクリートの上に建てるんですが、こういう栈木を打つ過程はありません。コンクリートが硬くなり過ぎたんで、受注者と協議をしてどうしようかというふうに考えてこういう結論に至ったわけで、中

止したときはこういう工法を最初から分かっていたわけではなかったんで、先に指示することはできませんでした。申し訳ありません。

奥良秀委員 ちょっと確認なんですけど、現場のほうを中止期間中に、これ今、写真で言えば、資料4の7ページですね。一番上に市の職員の車が止まっているんですが、市の職員のほうも毎日というか、確認はされていたんでしょうか。

石田建築住宅課主査 月に1回、工事監理者と市の職員と受注者で定例会議を行っております。また、担当者が埴生小・中の副担当でありますので、毎週現場に行って現地を確認しております。

奥良秀委員 質問の内容は、例えば、理科大の場合であれば、市役所のほうが現場内に事務所を建てて、同じように監督されていますよね。だから、実際問題ちゃんと顔を突き合わせてどういったことをやっているかっていう確認はされたかどうか、もう1回お願いします。毎日。

山本建築住宅課建築係長 委員のおっしゃる毎日現場に行って私どもが確認したかという御質問ですけど、それはしておりません。あくまでも、工程会議が月に1回ということで確認しております。

奥良秀委員 ということは、この資料の4の写真っていうのは、普通、何かしらの大きな現場の動きがあるときには、市の監督員が行って、写真内に収まるという行為があると思うんですが、全然ないんですよね。職員の方が映られている写真っていうのが。だから、本来、職員の方は何されているのかなあって私ちょっと分からないんですが。本当にチェックされていたんですかね。

藤重建築住宅課技師 この現場を担当させていただいています藤重と申します。確かに毎日、現場の確認は、しておりません。ですが、何か状況の変化

がある場合、地山が崩れた場合とか、一応それから現場代理人の方から連絡がありまして、その内容は一応確認させていただいて、ブルーシートをかけるなり、そういう話をさせていただいています。すいません。毎日確認していません。申し訳ありません。

奥良秀委員 中止期間中で、今この請負業者の方がいらっしゃったっていうことがあるんですが、人がやっぱり少ないところに、やはり誰かがチェックしとかなないと、どういう人が入ってくるか分かりませんよね。だからそういうところはやっぱり、今後こういうことがあってもらっては困るんですが、やはり気を付けていただきたいなと思います。また写真の中でちょっと疑問に思うところがありまして、9ページの一番下の写真と、同じ写真が2ページですね、2ページの一番下の写真、これ同じ写真だと思うんですが、右側の日付が5月の23日と5月21日になっているんですが、これは普通のケアレスミスとってよろしいのでしょうか。

藤重建築住宅課技師 確認不足でこれはミスであります。それと1点、資料4の中で、日付を間違えているところがありますので、今申します。資料4のページ3、ノッチタンクの日付が正しくは2018年の12月3日です。上から二つ目のノッチタンクの日付が2019年12月3日と書いてありますが、正しくは2018年の12月3日です。すみません。

奥良秀委員 最後なんです、このたびこのような金額、工事ができない、なおかつ、お金を支払わなくてはいけないという事案が出てしまいました。たしか議場でお話しになったときには、穴を掘ったからお金が、お金がっていうか、より費用が発生しましたということがあったんですが、では、掘らなければよかったんじゃないかなと私は思うんですが、その辺の、要は指揮は市役所のほうにあると思うんですが、入札がなかなか決まらないという状況はもっと早く分かっていたはずなんですよね。そこをなぜ穴を掘る施工を許可したのか。その理由を教えてください。

石田建築住宅課主査 穴を掘って、捨てコンを打ってから機械設備工事が入るんですが、直前まで決まる可能性があるので中止できませんでした。早く分かっていたらもう少し早く中止できたんじゃないかと思うんですけど、申し訳ありませんでした。

奥良秀委員 是非とも、今後はよく情報を交換していただいて、こういうふうな手戻りというか、こういうことがないように。あと、やはり施工される方ははっきり言ってこれ、生産性がない仕事ですよ。だから、モチベーションであつたりとかそういうところも、普通の要は新築であつたりそういったものを造るときには、良い現場を作っていこうという気持ちで造られていると思うんですが、この場合は、もう中止で、もう生産性がないですよ。だからそういったところもやっぱり気を付けていただいて、是非とも今後こういうことがないように、よろしく願いしたいと思います。これは要望でお願いします。

長谷川知司委員 議案説明の中では、「営繕工事請負契約における設計変更ガイドラインに基づき、工事請負代金として支払うこととし」ということで市長が言われました。これはどちらから提案されたんですか。市からですか、あるいは請負業者から提案があつたんですか。

石田建築住宅課主査 工事中止したのが初めてなんで、インターネット等で探し、国交省のホームページから見つけて、市のほうから提案しました。

長谷川知司委員 では、ほかの請負工事、電気工事があると思うんですけど、電気工事はどのようにされていますか。

河上社会教育課長 電気設備工事につきましては、まだ最終的なものが出ておりません。現在におきましては、最後で精算していくか何らかの方法で考えているという、業者さんと担当者との協議が進んでいる状況です。

長谷川知司委員 やはり、建築主体工事だけでなく、ほかの業者さんも平等に扱うためには、早く対応して早く精算してあげるっていうのが、やはり行政の姿勢でないかなと思います。電気設備工事は後でいいという考え方はちょっとやめて、早く対応していただくようにすべきじゃないかなと思います。

河野朋子委員長 意見ですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、ほかに質疑は。

山田伸幸委員 先ほど言われたガイドライン、これをちょっともう一度説明してください。

石田建築住宅課主査 国交省のほうから、工事一時中止に係るガイドラインがあり、工事一時中止に関わる流れとか、発注者の中止の指示の義務とか、精査の仕方とかが全て書かれていますので、これに伴ってこのたびは変更しています。

山田伸幸委員 今まで、そういった例がないということなんですけれど、近隣ではそういうことがあったんでしょうか。何か調べられましたか。

河野朋子委員長 答弁できますか。はい、どうぞ。

石田建築住宅課主査 他市の状況を確認しておりませんでした。申し訳ありません。

中岡英二委員 一番気になっているんですけど、事業が終わるのは令和2年の3月31日でいいんですか。

山本建築住宅課建築係長 この建築主体工事は、令和2年3月31日までに終わる予定です。

中岡英二委員 現場に行ってみたら、南側にできる支所、その辺りがまだ工事が続いていますけれど、ちょっと間に合うのかなという懸念があるんですが、大丈夫ですか。

山本建築住宅課建築係長 6月に契約変更してから工程表を出していただきまして、工程を逐次管理しております。それに対して遅れは生じておりませんので、問題なくこれからも進むものと考えております。

山田伸幸委員 遅れの原因となったのは機械設備工事のほうですけど、これはなかなか落札業者が決まらなかった理由というのもあったと思うんですけど、そういったのも問題なくこの業者で行われているんですか。

河野朋子委員長 進捗状況が順調かどうかということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）。

藤重建築住宅課技師 工程に関しては、順調に進んでおります。

河野朋子委員長 ほかに、この議案に対して、何かありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、質疑を打ち切ります。討論に入ります。討論は。よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしということで、本議案について採決いたします。本議案に賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で、本議案は可決すべきものと決しました。以上で、この審査を終わります。建築住宅課と社会教育課は、引き続き3番について審査いたしますので、関係者以外は退室をお願いいたします。

（執行部退室）

河野朋子委員長 それでは、審査を続けてまいります。審査内容3番の請願第3号小学校・保育園が無くなる津布田地域のまちづくりの方針の策定を要望する請願書についてです。これにつきましては、9月の定例会において継続すべきということで持ち越しておりますが、この請願に関して教育委員会のほうから現状を、その後どのような進展があったのか経緯をお聞きした上で、また請願の審査の参考にしたいと思ひまして少しお話を聞きできればと思ひますので、よろしくお願ひします。それでは、9月以降、何か津布田小学校の件について、教育委員会として報告していただけるようなことがあるのかどうかについて、お願ひします。

吉岡教育次長兼教育総務課長 それでは、御報告申し上げます。まず、6月議会で津布田小学校の保護者に御説明した経緯を一般質問で御報告させていただきました。その後、9月議会でまた改めて御報告させていただいたところでありますけども、その内容につきまして、ちょっと簡単に改めて申し上げますと、1月に教育委員会で実施したアンケートにつきましては、対象47世帯のうち38世帯の提出がありまして、内訳といたしましては、「市の決定に従う。埴生小・中学校に通わせてもよい」ということを選ばれた世帯が28世帯、「津布田小学校に通わせたい」という世帯が8世帯、「未記入」が2世帯でした。この結果をもって、4月23日に保護者説明会を開催させていただいて、この結果、そして自由記入の欄もございましたので、その辺り御説明をさせていただいております。そして説明後に、個人個人で御意見はあると思ひますが、保護者の総意を示していただきたいということをお願いをしたところでございます。ここまでが、御報告しておるところでございます。その後、PTAのほうで検討されまして、9月にPTAによるアンケートを実施されております。結果としましては、令和3年度から埴生小・中学校との統合を希望すると答えられた世帯が26世帯、そして、希望しないと回答された世帯が6世帯でございました。そして、その後、11月9日にPTAの臨時総会を開かれております。そこで、賛成11、反対10、どちらでもない1で決定されたということでもありますけども、その内容

については、三つございまして、一番が令和3年度の統合は見送る。二番目、令和4年度以降の統合に向け、市との協議を進めていく。会員の質問を取りまとめて市に回答を求め、市からの回答を受けて協議を行い、要望書を作成し市に提出する。三、執行部は替わっても統合に向けた条件整備をしていく。この3点ということになったと聞いております。今後、決定事項を基に保護者の意見を取りまとめた質問を教育委員会に提出されるということでございますので、それを受けまして私どもとしましても適切に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

河野朋子委員長 今、9月以降の経緯について報告を受けましたが、何か皆さんのほうから質疑があればお願いいたします。

山田伸幸委員 先ほど11月9日のPTAの臨時総会で、賛成が11、反対が10というふうに説明されたんですが、これは出席が少なかったということなんですか。

吉岡教育次長兼教育総務課長 出席が22世帯、委任状が7世帯、欠席が3世帯と聞いております。

山田伸幸委員 委任状というのは、これは決定に従うということなんですか。それとも何らかの意思表示があったんでしょうか。

吉岡教育次長兼教育総務課長 その辺りにつきましては、詳しいことを聞いておりませんので、ちょっとお答えはできません。

山田伸幸委員 これは私が聞いた話では、やはり地域、子供が学校に行っていないが、やっぱり地域で活動されておられる方は、学校がなくなることに対して大変懸念を示しておられるというふうにお聞きしました。というのも、まちづくりの中心が学校になっていて、その学校がなくなることによってまちづくりが非常に形成しづらくなると。また、吉部とかの

例も言われまして、いろいろ学校でカフェをやったりいろいろしたりしているけれど、やはり子供そのものの声が聞こえなくなるというのは、非常にまちづくりとしても問題だということと言われました。私も時々、吉部のカフェなんかに行ったりするんですけど、確かにその瞬間はにぎわうんですけども、町の中を歩いてみると閑散としていると。それと、やはり移住希望者があっても、そこに学校がないということで控えられるというふうな例もあったというふうに聞いておりますので、やはりこの問題については、本当にこう、まちづくりがこれまで以上に活発になるのかどうなのかというのが一番の焦点になっているんじゃないかなというふうに思っているんですけど、その点、教育委員会はどのように考えておられるのでしょうか。

尾山教育部長 学校が地域の元気を保つ上で重要な施設の一つであるということは、私どもも理解をいたしております。教育委員会のほうでは、学校を核とした地域づくりや、これは文部科学省が言っていることをそのまま申しておるわけですが、そういうような位置づけであるということで、学校での行事っていえば地域の方もお見えになって一緒に楽しまれるということです。その点はよく理解しておりますけれども、教育委員会の中で最も大切にしたいのが、主人公である児童の皆さんの教育環境と。これが、今、複式学級になっておって好ましいとは考えていない、これがいいんだというふうには考えておりませんので、他の学校のように、ある程度の集団規模を保った中で成長していただくためには、今後のことを考えると津布田小学校については、児童が増加する傾向にありませんので、埴生小学校との統合ということで御提案をさせていただいておるところです。

河野朋子委員長 はい、ほかに。これまでの経緯の説明を受けましたが、何か気になるところがありますか。

長谷川知司委員 山陽小野田市においては、このたびのようなことは初めてな

んですが、よその市、町では結構事例が多いと思うんですね。今後、山陽小野田市においても、子供たちが減っていくのは確かなんです。そうしたことで、慎重にされているのは分かりますが、ある程度先進と言っちゃ御無礼ですけど、よその事例を研究されているかどうか。そういうことで参考になれば、津布田の人たちもいい方向にいけるかなと思うんで、そういうことの調査は、今されていますか。

吉岡教育次長兼教育総務課長 お隣の美祢市につきましては、かなりその辺りが進んでおられますので、いろいろと資料も頂きながら研究はさせていただいております。

奥良秀委員 先ほど、最後のほうでP T Aのほうから要望書が出るよというお話があったんですが、その要望っていうのがどんな感じなものなのかなと。ただ、小学校をなくしてほしいっていう要望書なのか、もしくはその他のものなのかっていうのは、もし御存じであれば教えていただきたいなと思います。

長谷川教育長 美祢市の事例を挙げて御説明したいと思います。ここの要望っていうのは、基本的には統合に向けての要望ということです。その中で、どういった要望が出てくるかということ、スクールバスによる送迎であるとか、制服の補助であるとか、それから中には、子供たちの中には精神的に追い詰められる子もあるかもしれないので、津布田小学校の先生を何人かは埴生小学校のほうに移動させていただきたいとか、そういったところの要望が出てきて、教育委員会のほうに提出されるということになろうかと思います。

笹木慶之委員 今、るる経緯の説明がありましたが、今聞いた範囲ではあくまでP T A、学校のね、もちろん教育上の問題ということでしょうけれども、そういった方を対象に話をしておられますよね。既に、この請願書が出ていることは、もう既に以前出ていることは、当然、教育委員会は

御存じなんですよね。この請願書は、地域住民から出ているんです。これを見てみますと、代表者の名前があって、津布田住民35名と、こう書いてある。もちろん、学校、今教育問題は非常に重要な中での判断ということもありますでしょうが、地域住民の皆さんと話されたことっていうのはないんですか。また、話す必要性はないと思っておられるんでしょうか。お尋ねします。

河野朋子委員長 これまではいかがですか。

吉岡教育次長兼教育総務課長 このたび、保護者の方に何度か説明会をさせていただきましたが、これにつきましては、一番最初に津布田小学校の学校運営協議会、こちらのほうに御相談をさせていただいて、そこには地域の代表の方がいろいろ出ておられます。そこで、まずは保護者の意見を最優先に考えてほしいという要望がありましたので、まずは保護者の方に御説明をさせていただいておるところです。

笹木慶之委員 そこが大事なところでして、だから、まず最初に地元に掲げ掛かけたということはアクションを取られたわけで、皆さんの総意がまずPTAからということだったんですね。そうすると、PTAは一応の段階に行ったわけですが、そういったことについての地元の説明会とか、今PTAのアンケートの結果がこうなっていますよということで、地元での話はされるつもりなんですか。どうでしょうか。

河野朋子委員長 今後の予定はどうですか。

吉岡教育次長兼教育総務課長 地元の方への御説明も、今後やっていきたいというふうには考えております。

笹木慶之委員 もう1点、これからの動きについてはそうなるだろうと思うんですが、今教育委員会だけの話なんですよね。しかし、最終的にはこれ

は市の問題になってくると思うんです。まだ、市レベルの協議の段階には行っていないと判断していいんですかね。教育委員会の中で現状を把握した、しているっていうことで。例えば、総合会議ですかね、市長を交えてのね、これは最終的なところへ行くと思うんですが、そこまでの段階以前の問題なんですよ。だから、今その辺りの状況を教育委員会がしっかりつかんだ上で、そういったものへ持っていきこうという途中であるというふうに判断していいんですね。ちょっとお答えください。

長谷川教育長 先ほどの説明の中にも出てきましたけれども、保護者の方から正式に要望書が出た段階で、そういった総合教育会議等で協議をしていくというふうな運びになっていきこうかと思います。

河野朋子委員長 ほかには、いいですか。教育委員会に対して質疑がなければ引き上げていただこうと思います。まだありますか。

山田伸幸委員 請願の中に、津布田地域のまちづくりの方針の策定というのがあるんですが、これは市のほうで対応されるようになるんでしょうかね。教育委員会では無理だと思うんですけど、その点何か話をされておりますか。まだ要望書が出ていない段階でそれは無理だということでしょうか。いかがですか。

河野朋子委員長 それは前回のときにやりましたけど、いいですか。

古川副市長 まだ請願のほうがちらにきておりませんので、何とも申し上げられません。

河野朋子委員長 これは、前回9月のときの審査の中で、企画部を呼んでそういったことも少しやっておりますので、その辺は委員会の中で進めたいと思いますので、教育委員会に対して何か質問がもうなければ引き上げていただいて、この後、請願の審査をしたいと思います。よろし

いですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、では、ありがとうございます。退室していただきます。

（執行部退室）

河野朋子委員長 前回までのちょっと経緯を説明しますと、この請願を受けて、ちょっと説明が足らなかったんで申し訳なかったんですけど、この請願を受けて、実際、津布田小学校の現状、教育委員会が一番関わっていらっしゃると思いますので、教育委員会の説明を前回、9月に受けました。今、山田委員が言われるように、まちづくりというと教育委員会だけのことじゃなくて市全体のことなので、企画部に来ていただいて、その辺の話、説明も受けたわけですけど、そのときの審査の結果としては、委員会の中では、現状、いろんな事実関係がまだ明らかでないというか、津布田がなくなるとか統合するとかっていう意思表示もまだない中で、これを受けて前提でそれを承認…何ですか、請願ですから（「採択」と呼ぶ者あり）請願に対して採択、不採択とか、そういった結論にまず至るものじゃないので、経緯を少し見ながら継続しようということ今持ち越しています。その経緯を見ようというところで継続してましたので、今、その後どうなったかということ来ていただいて、今聞いたわけですが、ちょっと前段がなかったんで申し訳なかったんですけど、こちらのほう、元の委員はその辺が全部分かっていますので、中岡委員と山田委員にはその辺の説明をちょっと、私がしていなかったんで申し訳なかったんですけど、ですからそういった継続した前提があって、それで今どうなったのかということ改めて聞いたところで、では請願については、それから事実関係がどこまでどうなって、それを受けて採択、不採択という結論を出すべきなのかどうかということちょっと委員会で審査したいというふうに私は思ったんですけど、いやいやまだまだ企画のことをもう少し聞きたいって言われるような意見があるのであればそうしますし、今の現状を聞いた上で、ここで委員の中で話し合っただけで結論を出すか、あるいはっていうところを今ちょっと諮りたいと思いますので、御意見が

あったらお願いいたします。

笹木慶之委員 以前に聞いた段階では、教育委員会はこちらまで対応していなかったわけですね。そういう対応したことについては、当然、行政の横の連絡で企画のほうにも行って、企画も違ったいろんな意味でやっぱり内部協議も進めただろうというふうに私は思います。ただ、それが、一緒になっての結論的なところまでは行っていませんが、状況変化が起きているわけですから、もう一度企画を呼んで、こういう状況の変化があったが、その後どうなったかということも、やっぱり確認すべきだと思います。

奥良秀委員 今は、教育委員会のほうからの話だったんですが、この請願書を出された方っていうのが住民の方から出ていると思うんですよ。ちょっと内容的に要望も、先ほど教育委員会のほうは、制服の補助であったりとか、スクールバスというようなことだったんですが、たしか請願者の方は、例えばまちなぎわいであったりとか、たしかショッピングセンターとか買い物ができる場所であったりとか、派出所、警察、そういったところの話も出ていたと思うんですよ。今思うには全然関係性が余りないのかなと。だから、もう少し審議を深めていったほうがいいのかと思います。だから、私としたら継続でお願いしたいと思います。

河野朋子委員長 今のは進め方についてですかね、結論はどうかではなく。

中岡英二委員 奥委員と同様、教育委員会で話せる範囲というのが、小学校・保育園が無くなる津布田地域の要望というのは、やはりまちづくり、この方針をはっきりと打ち出した上での話合いと思うんですよ。だから教育委員会との話合いも大事ですけど、企画との話合いの中でそういう審議を継続していくのがいいんじゃないかなと思います。

河野朋子委員長 今、教育委員会の経緯は分かったので、今の時点での進捗状

況も前提が分かりました。企画を呼んで、もっと深めるべきじゃないかという意見と、その辺はもう継続でいいんじゃないかっていう意見もありましたけど、どうですか。どちらですか。（発言する者あり）継続するという事…いや、ちょっと。

山田伸幸委員 継続というのは、今まで言われていたのは議会1回ぐらいで、大体2回目の議会で結論を出そうというのがこれまで踏襲されてきて、例外はありましたけれど、ありました。残念ながら、私は請願者のお話を聞くことができておりませんので、これを読むと、もう学校がなくなるのは前提で話されているんですけど、私が聞いた意見は、学校がなくなって困るという意見だったので、これがどうなのかわちゅうのは、まだもう少し調査すべきだなというのは思っています。ですから、先ほど継続についてはいつどうするのがこれまでの前例であると言いましたけれど、これはもう少しちょっと調査が必要かなと。議会カフェでもこの問題は出ておりますし、余り拙速に答えを出すべきではないかなというふうに考えます。

河野朋子委員長 継続っていても、今の定例会はまだ続いておりますので、会期内で更に審査を深めようということもできますので、皆さんの意見をまとめれば、もう少し深めたいということでしたので、改めてまた企画を呼んだりして審査をまた継続というか、この会期内でもう1回改めてやるということによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、ちょっと日程を。この後は分科会になりますので、一旦…（発言する者あり）どちらにしても、本日は午後から分科会を予定しておりますので、それが終わってからもできないことはないですか、どうですか。（「はい、確認はしてみます」と呼ぶ者あり）その辺、調整させていただいて、この会期内でまた継続してこの件は審査を続けていくということで、まとめたいと思います。それでは、午後1時から分科会をしますので、取りあえずここで委員会を閉じたいと思います。お疲れ様でした。

午後 0 時 5 分 散会

令和元年（2019 年）1 2 月 5 日

総務文教常任委員長 河 野 朋 子